



統発0312第4号
平成27年3月12日

日本透析医学会 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長
姉崎 猛



疾病、傷害及び死因の統計分類の
改正に関する告示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
厚生労働統計の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の疾病、傷害及び死因の統計においては、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項の規定に基づき、世界保健機関（WHO）から示された統計分類である「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-10（2003年度版））」に準拠した統計基準として「疾病、傷害及び死因の統計分類」を告示し、適用しているところです。

この「疾病、傷害及び死因の統計分類」について、この度、同法第28条第3項の規定に基づき、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10（2013年版）」に準拠する改正が行われ、別紙のとおり、総務大臣から告示及び各都道府県宛通知されましたので、ご了承願います。

参考

【契印・公印省略】

総政審第36号

平成27年2月13日

都道府県・政令指定都市統計主管部局長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）

疾病、傷害及び死因の統計分類の改定について（通知）

疾病、傷害及び死因の統計分類は、平成27年2月13日付け総務省告示第35号をもって別添のとおり改定されましたので、関係部局、市町村等に周知くださるようお願いいたします。

なお、改定された疾病、傷害及び死因の統計分類は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に作成する公的統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用されることとなります。ただし、平成28年12月31日までに作成する公的統計の表示については、この告示による分類表により難しい場合に限り、なお従前の例によることができることとなりますので御留意願います。

連絡先

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計基準・産業連関表・調査技術担当統計審査官室

担当：小池、角田、岩橋

電話：03-5273-1148（直通）

F a x：03-5273-1189

E-mail: class@soumu.go.jp